

動物検疫所入札等監視委員会規則

平成19年12月19日付19動検第951号
最終改正 令和3年11月4日付 3動検第753号

(趣旨)

第1条 この規則は、平成19年11月2日の「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」での申合せを受けて、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月6日付け19経第1168号大臣官房長通知）において設置することとされた入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の委員、組織、会議、庶務その他委員会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(位置付け)

第2条 委員会は、平成5年12月21日付けの中央建設業審議会会长からの建議を受けて、「入札・契約手続の改善に関する具体的対応について」（平成6年2月23日付け6経第205号農林水産事務次官依命通知）において設置することとされた入札監視機関とする。

(委員会の事務)

第3条 委員会は、動物検疫所長（以下「所長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 動物検疫所に所属する契約担当官等が締結した契約のうち、次に掲げる契約を除いたものに関し、その入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること（変更契約についても同様とする。）。
 - イ 国の収入原因契約
 - ロ 国の行為を秘密にする必要がある契約
 - ハ 予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約
 - (2) 前号の契約のうち、委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行うこと。
 - (3) 「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知）の第3に規定する再苦情、「請負工事成績評定要領」（平成13年4月27日付け13経第181号大臣官房経理課長通知）の第11に規定する苦情の処理及び「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の制定について」（平成19年3月16日付け18経第1840号経理課長通知）の第8に規定する苦情の処理を行うこと。
- 2 委員は、「公正入札等調査委員会の設置等について」（平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知）別添の入札等談合情報マニュアル第3に基づき、談合調査情報の対象となっている案件に係る入札等手続の取扱いについて意見を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第4条 委員会は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者の

うちから、所長が委嘱する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員会は、委員3人で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 7 特定の契約につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る審議に参加することができない。
- 8 委員会の庶務は、動物検疫所総務部会計課経理第1係長又は、総務部会計課の職員のうち契約に直接関与しない職員が処理する。

（委員会の開催）

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の事務に係る委員会は、原則として次表の報告対象期間に対応した開催時期欄に掲げる時期に開催する。ただし、このほか必要に応じて開催することは妨げない。

開催時期	報告対象期間
5月又は6月	前年度の第3・第4四半期（10月～3月）
8月又は9月	当年度の第1四半期（4月～6月）
11月又は12月	当年度の第2四半期（7月～9月）

- 2 委員会への報告は、次表の事項欄に掲げる事項のうち該当する事項に対応して作成する資料欄に掲げる資料を報告することにより行うものとする。

事項	作成する資料
競争入札による契約（公共工事等）	競争入札（公共工事等） (別紙様式第1)
随意契約（公共工事等）	随意契約（公共工事等） (別紙様式第2)
競争入札による契約（物品・役務等）	競争入札（物品役務等） (別紙様式第3)
随意契約（物品・役務等）	随意契約（物品役務等） (別紙様式第4)
再度入札における一位不動の状況 (土木一式工事、建築一式工事)	再度入札における一位不動状況 (別紙様式第5)
再度入札における一位不動の状況 (測量、建設コンサルタント、地質調査、 補償コンサルタント、その他の公共工事 等)	再度入札における一位不動状況 (別紙様式第6)
再度入札における一位不動の状況 (物品の製造、物品の購入、役務の提供 等)	再度入札における一位不動状況 (別紙様式第7)
指名停止	指名停止等一覧表（別紙様式第8）

- 3 委員会の委員に対して「公正入札等調査委員会の設置等について」（平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知）別表に掲げる公正入札等調査委員会から、同通知別添の入札等談合情報マニュアル第4の規定に基づく報告があった場

合には、原則として、当該報告のあった直後の委員会において、事務局が当該報告に係る一連の経緯を記載した適宜の資料を作成し、報告するものとする。ただし、委員会の委員に、同通知別添の入札等談合情報マニュアル第3の2（1）なお書に該当する者がいる場合には、委員会での報告は行わず、利害関係のない委員に対して持ち回りその他適宜の方法により報告するものとする。

- 4 委員会において審議を受ける契約の抽出は、当該委員会に先立ち、委員が別紙様式第1から別紙様式第4に記載されている契約の中から、委員が定める方法により行うものとする。この場合において、抽出を行う委員長は、一般競争入札、指名競争入札又は企画競争による随意契約であって応札者（提案者）が1者の契約及び公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を相手方とする契約については、当該契約に関し、競争性が確保されているか審議する必要があるため、重点的に抽出するものとする。なお、事務局は、応札者（提案者）が1者の契約及び公益社団法人又は公益財団法人を契約の相手方とする契約について、重点的に抽出が行えるよう当該契約に関する情報を適切に提供するものとする。
- 5 第3条第1項第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、第7条第1号の場合、必要に応じ開催する。なお、再苦情の申立ては、再苦情申立て（別紙様式第9）を提出して行うものとする。
- 6 委員会は非公開とする。

（意見の具申又は勧告）

- 第6条 委員会は、第3条第1項第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるとときは、必要に応じて、所長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。この場合、所長は、その内容を契約担当官等が所属する所の長（以下「所属長」という。）に通知するものとする。
- 2 所長は、委員会からの前項の意見の具申又は勧告があったときは、消費・安全局長（以下「局長」という。）を通じて大臣官房参事官（経理）に速やかに報告するとともに、大臣官房参事官（経理）との協議により当該意見の具申又は勧告に係る事案が重要なものと判断した場合は、速やかに局長に報告するものとする。
 - 3 所長は、委員会からの第1項の意見の具申又は勧告があったときは、事案の調査及び改善策の検討を行い、その結果を前項と同様の手順で報告するものとする。
 - 4 所長は、第2項及び前項に規定する報告を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置する事項を実施するとともに、その実施内容について、直後の委員会に報告しなければならない。
 - 5 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に、必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

（再苦情の処理）

- 第7条 所長は、第3条第1項第3号の事務について再苦情の申立てがあった場合、委員会に審議を依頼するものとする。
- 2 委員会は、前項の再苦情の申立てがあったときは、申立ての期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての的確を欠くと認められるとして却下すべき場合を除き、再苦情

処理会議を開催し、審議を行う。

- 3 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を所長に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。
- 4 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね 50 日以内に行わなければならぬ。
- 5 所長は、前項の報告がなされた時は、その日から 7 日以内を目途に申立者に対して、その結果を回答するものとする。この際、申立てが認められなかつたときに申立てに根拠が認められないと判断された理由を示し、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、これに伴い所長が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、第3条第1項各号の事務を処理する上で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(公表)

第9条 所長は、委員の構成として、委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後、遅滞なく、事務局において閲覧に供するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

- 2 所長は、委員に変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後、遅滞なく、これを前項と同様の方法により公表する。
- 3 所長は、審議に係る議事の概要を別紙様式第10により取りまとめの上、別紙様式第1から別紙様式第4までのほか必要な資料とともに、委員会終了後、遅滞なく、これを第1項と同様の方法により公表する。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附 則（平成25年8月30日25動検第571号）

この規則は、平成25年8月30日から施行する。

附 則（平成27年3月26日26動検第1323号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月9日29動検第1088号及び29動検第1089号）

この規則は、平成30年1月9日から施行する。

附 則（令和3年11月4日3動検第753号）

この規則は、令和3年11月4日から施行する。

別紙様式1

競争入札(公共工事等)

番号	公共工事等の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※応札者の数が1の場合の記載事項)	備考
		名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				

(注1)記載の順は、契約した日の順による。

(注2)この表は、公共工事のほか測量・建設コンサルタント等業務に係る契約について記載する。

(注3)「一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)」欄には、公共工事の場合は一般競争契約、公募型指名競争契約、工事希望型競争契約、その他の指名競争契約の別を、測量・建設コンサルタント等契約の場合は一般競争契約、公募型競争契約、簡易公募型競争契約、その他の指名競争契約の別を、それぞれ記載する。

(注4)単価契約の場合には、「予定価格」欄及び「契約金額」欄に予定調達総額を記載するとともに、「備考」欄に単価契約である旨を記載する。

(注5)既に締結済みの契約について変更契約を締結した場合には、当初の契約に関する記述を複写して新たに1行を設けた上で、変更点を赤字で訂正する。

(注6)「特別な競争参加資格」欄は、予決令第73条の規定に基づき契約担当官等が特別に参加資格を設けた場合であって、応札者の数が1であるときにのみ、当該参加資格を簡潔に記載する。

(注7)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

随意契約(公共工事等)

番号	公共工事等の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争、公募等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数(※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項)	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
		名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県所管の区分					

(注1)記載の順は、契約した日の順による。

(注2)この表は、公共工事のほか測量・建設コンサルタント等業務に係る契約について記載する。

(注3)「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争、公募等)」欄には、測量・建設コンサルタント等契約の場合は公募型プロポーザル契約、簡易公募型プロポーザル契約又は標準型プロポーザル契約の別を記載する。

(注4)「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争、公募等)」欄の理由は、企画競争及び公募の場合には簡潔に記載する。

(注5)単価契約の場合には、「予定価格」欄及び「契約金額」欄に予定調達総額を記載するとともに、「備考」欄に単価契約である旨を記載する。

(注6)既に締結済みの契約について変更契約を締結した場合には、当初の契約に関する記述を複写して新たに1行を設けた上で、変更点を赤字で訂正する。

(注7)「提案者の数」欄は、企画競争による随意契約の場合に記載する。

(注8)「特別な競争参加資格」欄は、予決令第73条の規定に基づき契約担当官等が特別に参加資格を設けた場合であって、応札者の数が1であるときにのみ、当該参加資格を簡潔に記載する。

(注9)予決令第102条の4第4号に規定する随意契約を締結した場合には、「備考」欄に「有利随契」と記載する。

(注10)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

別紙様式3

競争入札(物品役務等)

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人または公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※応札者の数が1の場合の記載事項)	備考
		名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				

(注1)記載の順は、契約した日の順による。

(注2)総合評価落札方式によった場合には、「一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)」欄にその旨を記載する。

(注3)単価契約の場合には、「予定価格」欄及び「契約金額」欄に予定調達総額を記載するとともに、「備考」欄に単価契約である旨を記載する。

(注4)既に締結済みの契約について変更契約を締結した場合には、当初の契約に関する記述を複写して新たに1行を設けた上で、変更点を赤字で訂正する。

(注5)「特別な競争参加資格」欄は、予決令第73条の規定に基づき契約担当官等が特別に参加資格を設けた場合であって、応札者の数が1であるときにのみ、当該参加資格を簡潔に記載する。

(注6)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

別紙様式4

随意契約(物品役務等)

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争、公募等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 (※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項)	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
		名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分						

(注1)記載の順は、契約した日の順による。

(注2)「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争、公募等)」欄の理由は、企画競争及び公募の場合には簡潔に記載する。

(注3)企画競争又は公募によった場合には、「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争、公募等)」欄にその旨を記載する。

(注4)単価契約の場合には、「予定価格」欄及び「契約金額」欄に予定調達総額を記載するとともに、「備考」欄に単価契約である旨を記載する。

(注5)既に締結済みの契約について変更契約を締結した場合には、当初の契約に関する記述を複写して新たに1行を設けた上で、変更点を赤字で訂正する。

(注6)「提案者の数」欄は、企画競争による随意契約の場合に記載する。

(注7)「特別な競争参加資格」欄は、予決令第73条の規定に基づき契約担当官等が特別に参加資格を設けた場合であって、応札者の数が1であるときにのみ、当該参加資格を簡潔に記載する。

(注8)予決令第102条の4第4号に規定する随意契約を締結した場合には、「備考」欄に「有利随契」と記載する。

(注9)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

別紙様式5

再 度 入 札 に お け る 一 位 不 動 状 況

(期間 年月日～年月日)

工事種別	総入札件数 (件)	再 度 入 札 に お け る 一 位 不 動 状 況					
		第2回入札における状況			※2		
		入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
土木一式工事	A						
	B						
	C						
	D						
建築一式工事	A						
	B						
	C						
	D						
その他の工事							

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

別紙様式6

再 度 入 札 に お け る 一 位 不 動 状 況

(期間 年月日～年月日)

業務種別	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況						
		第2回入札における状況			※			
		入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)		入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
測量	A							
	B							
	C							
建設コンサルタント	A							
	B							
	C							
地質調査	A							
	B							
	C							
補償コンサルタント	A							
	B							
	C							
その他	A							
	B							
	C							

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

別紙様式 7

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日から 年 月 日)

契約種別	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
		第2回入札における状況			第3回入札における状況		
		入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
物品の製造	A						
	B						
	C						
	D						
物品の購入	A						
	B						
	C						
	D						
役務の提供等	A						
	B						
	C						
	D						
合計							

※予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

別紙様式8

指名停止等一覧表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業者名	本社所在地	指名停止期間 年 月 日～ 年 月 日 (か月)	該当事項	指名停止の理由

注：「該当事項」欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

別紙様式9

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

動物検疫所長 殿

申立者
(住 所)
(電 話 番 号)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

1 再苦情申立ての対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

(ホームページ掲載日： 年 月 日)

開催日及び場所					
委員					
審議対象期間					
審議対象案件		件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
抽出案件		件	うち、1者応札案件	件	(抽出率 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 (抽出率 %)
工事	一般競争	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
	指名競争	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
	工事希望型競争	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
	その他の指名競争	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
	随意契約	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
業務	一般競争	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
	指名競争	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
	簡易公募型競争	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
	その他の指名競争	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
	随意契約	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
物品・役務等	公募型プロポーザル	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
	簡易公募型プロポーザル	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
	標準型プロポーザル	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
	その他の随意契約	件	うち、1者応札案件	件	契約の相手方が公益社団法人等の案件
(特記事項)					
			意見・質問	回答等	
委員からの意見・質問、それに対する回答等					
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し所長が講じた措置]					

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別紙様式11

番 号
年 月 日

大臣官房参事官（経理） 殿
(消費・安全局経由)

動物検疫所長

動物検疫所入札等監視委員会の開催・審議状況等報告書

- 1 会議開催年月日
- 2 審議に係る議事の概要
- 3 その他